

無 線 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>(目次)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章</p> <p> 第4条 (略)</p> <p> 第5条 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第3章の2 <u>削除</u></p> <p> 第15条 <u>削除</u></p> <p> 第16条 <u>削除</u></p> <p> 第17条 <u>削除</u></p> <p>第4章～第5章 (略)</p> <p>第6章 通信</p> <p> 第24条～第26条 (略)</p> <p>第7章 料金等</p> <p> 第27条～第29条 (略)</p> <p> 第30条～第36条 (略)</p> <p>第8章～第10章 (略)</p> <p>第11章 その他のサービス</p> <p> 第54条～第55条 (略)</p> <p>料金表</p> <p> 通則 (略)</p> <p> 第1～第2 (略)</p> <p> 第3 <u>削除</u></p> <p> 第4～第7 (略)</p> <p>別表</p> <p> 1～4 (略)</p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p>	<p>(目次)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章</p> <p> 第4条 (略)</p> <p> 第4条の2 <u>無線IP通信網サービスの種類</u></p> <p> 第5条 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第3章の2 <u>国際無線IP契約</u></p> <p> 第15条 <u>契約の単位</u></p> <p> 第16条 <u>国際無線IP契約申込の方法</u></p> <p> 第17条 <u>国際無線IP契約申込の承諾</u></p> <p> 第17条の2 <u>当社が行う無線IP契約の解除</u></p> <p> 第17条の3 <u>その他の提供条件</u></p> <p>第4章～第5章 (略)</p> <p>第6章 通信</p> <p> 第24条～第26条 (略)</p> <p> 第26条の2 <u>通信量の測定</u></p> <p>第7章 料金等</p> <p> 第27条～第29条 (略)</p> <p> 第29条の2 <u>通信料の支払義務</u></p> <p> 第30条～第36条 (略)</p> <p>第8章～第10章 (略)</p> <p>第11章 その他のサービス</p> <p> 第54条～第55条 (略)</p> <p> 第56条 <u>料金明細内訳書の発行</u></p> <p>料金表</p> <p> 通則 (略)</p> <p> 第1～第2 (略)</p> <p> 第3 <u>通信料</u></p> <p> 第4～第7 (略)</p> <p> 第8 <u>料金明細内訳書の発行手数料</u></p> <p>別表</p> <p> 1～4 (略)</p> <p> 5 <u>国際無線IPに係る外国の電気通信事業者等</u></p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p>

用語	用語の意味
1～6 (略)	(略)
7 無線 I P 契約	当社から無線 I P 通信網サービスの提供を受けるための契約
8 (略)	(略)
9 契約者	一般契約者
10～14 (略)	(略)
15 自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
16～19 (略)	(略)

第2章 無線 I P 通信網サービスの提供等

第4条 (略)

第5条 (略)

第3章 無線 I P 契約

第6条～第8条 (略)

(無線 I P 契約申込の承諾)

第9条 当社は、無線 I P 契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 (略)

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

用語	用語の意味
1～6 (略)	(略)
7 無線 I P 契約	当社から無線 I P 通信網サービス（国際無線 I P を除きます。）の提供を受けるための契約
8 (略)	(略)
9 国際無線 I P 契約	当社から国際無線 I P の提供を受けるための契約
10 国際無線 I P 契約者	当社と国際無線 I P 契約を締結している者
11 契約者	一般契約者又は国際無線 I P 契約者
12～16 (略)	(略)
17 自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
18～21 (略)	(略)

第2章 無線 I P 通信網サービスの提供等

第4条 (略)

(無線 I P 通信網サービスの種類)

第4条の2 無線 I P 通信網サービスには、次の種類があります。

種類	内容
無線 I P	無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する無線 I P 通信網サービスであって、国際無線 I P 以外のもの
国際無線 I P	別表5に定める外国の電気通信事業者が提供する無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する無線 I P 通信網サービス

第5条 (略)

第3章 無線 I P 契約

第6条～第8条 (略)

(無線 I P 契約申込の承諾)

第9条 当社は、無線 I P 契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 (略)

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 無線 I P 契約の申込みをした者が無線 I P 通信網サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金又は割増金等の料金以外の債務をいい、第35条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第35条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含みます。以下第43条において同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 無線 I P 契約の申込みをした者が、第23条（利用停止）第1項各号のいずれかに該当し、無線 I P 通信網サービスの利用を停止されている、又は無線 I P 契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3)～(4)（略）
- 4 （略）

（契約者識別番号）

第10条 無線 I P の契約者識別番号は、当社が定めます。

2 当社は、第40条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、無線 I P 通信網サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、無線 I P 通信網サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを無線 I P 契約者に通知します。

第11条～第13条 （略）

（当社が行う無線 I P 契約の解除）

第14条 当社は、第23条（利用停止）第1項の規定により無線 I P 通信網サービスの利用を停止された無線 I P 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その無線 I P 契約を解除することがあります。

2 当社は、無線 I P 契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、無線 I P 通信網サービスの利用停止をしないでその無線 I P 契約を解除することがあります。

3～4 （略）

第3章の2 削除

第15条 削除

第16条 削除

第17条 削除

- (1) 無線 I P 契約の申込みをした者が無線 I P の料金その他の債務（この約款に規定する料金又は割増金等の料金以外の債務をいい、第35条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第35条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含みます。以下第17条、第17条の6及び第43条において同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 無線 I P 契約の申込みをした者が、第23条（利用停止）第1項各号のいずれかに該当し、無線 I P の利用を停止されている、又は無線 I P 契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3)～(4)（略）
- 4 （略）

（契約者識別番号）

第10条 無線 I P の契約者識別番号は、当社が定めます。

2 当社は、第40条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、無線 I P の契約者識別番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、無線 I P の契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを無線 I P 契約者に通知します。

第11条～第13条 （略）

（当社が行う無線 I P 契約の解除）

第14条 当社は、第23条（利用停止）第1項の規定により無線 I P の利用を停止された無線 I P 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その無線 I P 契約を解除することがあります。

2 当社は、無線 I P 契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、無線 I P の利用停止をしないでその無線 I P 契約を解除することがあります。

3～4 （略）

第3章の2 国際無線 I P 契約

（契約の単位）

第15条 当社は、X i 等の契約者識別番号1番号ごとに1の国際無線 I P 契約を締結します。この場合、国際無線 I P 契約者は、1の国際無線 I P 契約につき1人に限ります。

（国際無線 I P 契約申込の方法）

第16条 X i 等の契約者が国際無線 I P 契約の申込みをするときは、その X i 等の契約者に係る1の X i 等を指定して、当社所定の方法により、当社所定の無線 I P 通信網サービス取扱所に申し出ていただきます。

（国際無線 I P 契約申込の承諾）

第17条 当社は、国際無線 I P 契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 国際無線 I P 契約の申込みをした者が指定した X i 等の基本使用料の料金種別が当社が別に定めるもの以外であって、当社が別に定めるデータ定額を選択していないとき。

(2) 国際無線 I P 契約の申込みをした者が指定した X i 等が当該契約約款に規定する国際ローミング機能の提供を受けていないとき。

(3) X i 等が当該契約約款に規定するパケットバック海外オプション又は海外1dayパケを選択しているとき。

(4) 国際無線 I P 契約の申込みをした者が国際無線 I P の料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。

(5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（注1）本条第3項第1号に規定する当社が別に定めるものは、5Gにおいては、提供条件書「料金プラン（5Gギガホプレミア/ギガホプレミア）」に規定する5Gギガホプレミア、提供条件書「料金プラン（5Gギガホ等）」に規定する5Gギガホ、5Gギガライ

ト及び5 Gデータプラス、提供条件書「料金プラン（はじめてスマホプラン）」に規定するはじめてスマホプラン並びに提供条件書「料金プラン（U15はじめてスマホプラン）」に規定するU15はじめてスマホプラン、X iにおいては、提供条件書「料金プラン（5 Gギガホプレミア/ギガホプレミア）」に規定するギガホプレミア、提供条件書「料金プラン（ギガホ2等）」に規定するギガホ2、ギガライト2、データプラス2及びケータイプラン2、提供条件書「料金プラン（はじめてスマホプラン）」に規定するはじめてスマホプラン、提供条件書「料金プラン（U15はじめてスマホプラン）」に規定するU15はじめてスマホプラン並びにX i サービス契約約款に規定するギガホ等、X i データプラン等及びタイプX i等（タイプX i及びタイプX iにねんを除きます。）、F O M AにおいてはF O M Aサービス契約約款に規定するタイプ2in1、タイプS S 2in1等、定額データプラン、定額データプランHIGHSPEED、定額データプランスタンダード及び定額データプランフラットとします。

(注2) 本条第3項第1号に規定する当社が別に定めるデータ定額は、X iにおいてはX i サービス契約約款に規定するシングルパック等、ケータイパック、データSパック等、データLパック等、らくらくパック、X i パケ・ホーダイダブル及びX i パケ・ホーダイフラット等、F O M AにおいてはF O M Aサービス契約約款に規定するパケット定額、シングルパック等、データSパック等、データLパック等、らくらくパック、パケ・ホーダイダブル2及び旧パケット定額とします。

(当社が行う無線I P契約の解除)

第17条の2 当社は、第23条（利用停止）の規定により国際無線I Pの利用を停止された国際無線I P契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その国際無線I P契約を解除することがあります。

2 当社は、国際無線I P契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、国際無線I Pの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定によるほか、次のいずれかに該当するときは、その国際無線I P契約を解除することがあります。

(1) その国際無線I P契約に係るX i等について、名義変更又は契約の解除があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）

(2) その国際無線I P契約に係るX i等が第17条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) X i等が当該契約約款に規定するパケットバック海外オプション又は海外1 d a yパケを選択しているとき。

4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ国際無線I P契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第17条の3 契約者識別番号、契約者の氏名当の変更の届出及び契約者が行う契約の解除の取扱いについては、無線I P契約の場合に準ずるものとします。

第4章（略）

第5章 利用の中止等

第22条（略）

(利用停止)

第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その無線I P通信網サービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった無線I P通信網サービスに関する料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その無線I P通信網サービスの利用を停止することがあります。

(1) ～ (2)（略）

(3) 第11条（契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4) ～ (8)（略）

ト及び5 Gデータプラス、提供条件書「料金プラン（はじめてスマホプラン）」に規定するはじめてスマホプラン並びに提供条件書「料金プラン（U15はじめてスマホプラン）」に規定するU15はじめてスマホプラン、X iにおいては、提供条件書「料金プラン（5 Gギガホプレミア/ギガホプレミア）」に規定するギガホプレミア、提供条件書「料金プラン（ギガホ2等）」に規定するギガホ2、ギガライト2、データプラス2及びケータイプラン2、提供条件書「料金プラン（はじめてスマホプラン）」に規定するはじめてスマホプラン、提供条件書「料金プラン（U15はじめてスマホプラン）」に規定するU15はじめてスマホプラン並びにX i サービス契約約款に規定するギガホ等、X i データプラン等及びタイプX i等（タイプX i及びタイプX iにねんを除きます。）、F O M AにおいてはF O M Aサービス契約約款に規定するタイプ2in1、タイプS S 2in1等、定額データプラン、定額データプランHIGHSPEED、定額データプランスタンダード及び定額データプランフラットとします。

(注2) 本条第3項第1号に規定する当社が別に定めるデータ定額は、X iにおいてはX i サービス契約約款に規定するシングルパック等、ケータイパック、データSパック等、データLパック等、らくらくパック、X i パケ・ホーダイダブル及びX i パケ・ホーダイフラット等、F O M AにおいてはF O M Aサービス契約約款に規定するパケット定額、シングルパック等、データSパック等、データLパック等、らくらくパック、パケ・ホーダイダブル2及び旧パケット定額とします。

(当社が行う無線I P契約の解除)

第17条の2 当社は、第23条（利用停止）の規定により国際無線I Pの利用を停止された国際無線I P契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その国際無線I P契約を解除することがあります。

2 当社は、国際無線I P契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、国際無線I Pの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定によるほか、次のいずれかに該当するときは、その国際無線I P契約を解除することがあります。

(1) その国際無線I P契約に係るX i等について、名義変更又は契約の解除があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）

(2) その国際無線I P契約に係るX i等が第17条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) X i等が当該契約約款に規定するパケットバック海外オプション又は海外1 d a yパケを選択しているとき。

4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ国際無線I P契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第17条の3 契約者識別番号、契約者の氏名当の変更の届出及び契約者が行う契約の解除の取扱いについては、無線I P契約の場合に準ずるものとします。

第4章（略）

第5章 利用の中止等

第22条（略）

(利用停止)

第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その無線I P通信網サービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった無線I P通信網サービスに関する料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その無線I P通信網サービスの利用を停止することがあります。

(1) ～ (2)（略）

(3) 第11条（契約者の氏名等の変更の届出）又は第17条の3（その他の提供条件）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4) ～ (8)（略）

(9) 第16条（国際無線I P契約申込の方法）の規定により国際無線I P契約者が指定したX i等について、当該契約約款の規定により利用を停止するとき。

2 (略)

第6章 通信

第24条～第26条 (略)

第7章 料金等

(料金)

第27条 当社が提供する無線 I P 通信網サービスの料金は、定額利用料及び手続きに関する料金とし、料金表に定めるところによります。

(定額利用料の支払義務)

第28条 無線 I P 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日を含む暦月から起算して、契約の解除があった日を含む暦月までの期間（提供を開始した暦月と解除があった暦月が同一の暦月である場合は、1 か月間とします。）について、料金表第1（定額利用料）に規定する定額利用料の支払いを要します。

2 (略)

3 第1項の期間において、利用停止等により無線 I P 通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、無線 I P 契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、無線 I P 契約者は、次の場合を除き、無線 I P 通信網サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、その無線 I P 通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（第22条（利用中止）第3項に規定する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその無線 I P 契約に係る無線 I P 通信網サービスについての料金

4 (略)

第29条 (略)

2 (略)

第6章 通信

第24条～第26条 (略)

(通信量の測定)

第26条の2 国際無線 I P の利用に係る課金対象パケット（契約者回線との間において伝送されるデータ（制御信号のうちデータとみなされるものを含みます。）を含むパケットをいいます。以下同じとします。）の情報は、当社の機器により測定します。

2 課金対象パケット数については、前項の規定により測定した情報量について、128 バイトまでごとに1の課金対象パケットとして算出します。

第7章 料金等

(料金)

第27条 当社が提供する無線 I P 通信網サービスの料金は、定額利用料、通信料及び手続きに関する料金とし、料金表に定めるところによります。

(定額利用料の支払義務)

第28条 無線 I P 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日を含む暦月から起算して、契約の解除があった日を含む暦月までの期間（提供を開始した暦月と解除があった暦月が同一の暦月である場合は、1 か月間とします。）について、料金表第1（定額利用料）に規定する定額利用料の支払いを要します。

2 (略)

3 第1項の期間において、利用停止等により無線 I P を利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、無線 I P 契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、無線 I P 契約者は、次の場合を除き、無線 I P を利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、その無線 I P を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（第22条（利用中止）第3項に規定する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその無線 I P 契約に係る無線 I P についての料金

4 (略)

第29条 (略)

(通信料の支払義務)

第29条の2 国際無線 I P 契約者は、国際無線 I P を利用したときは、第26条の2（通信量の測定）の規定により測定した情報量と料金表第3（通信料）の規定に基づき算定した通信料の支払いを要します。

第 30 条～第 31 条 (略)

(預託金)

第 32 条 無線 I P 契約者は、次の場合には、無線 I P 通信網サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(1) 無線 I P 通信網サービスに係る契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) (略)

2～5 (略)

第 33 条 (略)

(延滞利息)

第 34 条 契約者は、料金その他の債務（第 35 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第 35 条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けている無線 I P 契約について、契約者がその無線 I P 契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、その無線 I P 契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

第 35 条～第 36 条 (略)

第 8 章～第 10 章 (略)

第 11 章 その他サービス

第 54 条～第 55 条 (略)

料金表

(料金表目次)

通則

第 1～第 7 (略)

通則

1 (略)

2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、定額利用料は暦月に従って計算します。

第 30 条～第 31 条 (略)

(預託金)

第 32 条 無線 I P 契約者は、次の場合には、無線 I P の利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(1) 無線 I P に係る契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) (略)

2～5 (略)

第 33 条 (略)

(延滞利息)

第 34 条 契約者は、料金その他の債務（第 35 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第 35 条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けている無線 I P 契約及び国際無線 I P 契約について、契約者がその無線 I P 契約及び国際無線 I P 契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、その無線 I P 契約及び国際無線 I P 契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

第 35 条～第 36 条 (略)

第 8 章～第 10 章 (略)

第 11 章 その他サービス

第 54 条～第 55 条 (略)

(料金明細内訳書の発行)

第 56 条 当社は、契約者（当社が別に定める者に限ります。）から請求があったときは、その契約者に係る無線 I P 通信網サービスの料金明細内訳書を発行します。

2 契約者は、前項の請求をし、その料金明細内訳書の発行を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第 8（料金明細内訳書の発行手数料）に規定する手数料の支払いを要します。

ただし、契約者が、料金明細内訳書の発行について、通信料金明細内訳に係る情報を、当社が定める方法により当社のインターネットホームページにおいてのみ確認する取扱いを選択したときは、この限りではありません。

料金表

(料金表目次)

通則

第 1～第 7 (略)

第 8 料金明細内訳書の発行手数料

通則

1 (略)

2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、定額利用料又は通信料は暦月に従って計算します。

3～12 (略)

(消費税相当額の加算)

13 第 28 条 (定額利用料の支払義務) 及び第 30 条 (手続きに関する料金の支払義務) の規定等により、この料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

14 (略)

(注 1) ～ (注 2) (略)

第 1 定額利用料

1 適用

定 額 利 用 料 の 適 用	
(1) 無線 I P 通信網サービスの種類	無線 I P 通信網サービスの適用の区分には、タイプ A 及びタイプ B がありません。

2 料金額

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
無線 I P 通信網サービス	(略)	(略)
	(略)	(略)

第 2 (略)

第 3 削除

3～12 (略)

(消費税相当額の加算)

13 第 28 条 (定額利用料の支払義務) 及び第 30 条 (手続きに関する料金の支払義務) の規定等により、この料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、第 3 (通信料) に規定する通信料については、この限りではありません。

14 (略)

(注 1) ～ (注 2) (略)

第 1 定額利用料

1 適用

定 額 利 用 料 の 適 用	
(1) 無線 I P の種類	無線 I P の適用の区分には、タイプ A 及びタイプ B があります。

2 料金額

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
無線 I P	(略)	(略)
	(略)	(略)

第 2 (略)

第 3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用	
国際無線 I P に係る通信料の適用	<p>ア 国際無線 I P の利用に係る料金は、第 26 条の 2 (通信量の測定) の規定により測定した情報量と 2 (料金額) の規定により算定した額を適用します。</p> <p>イ 国際無線 I P の利用に係る料金については、1 のセッション (国際無線 I P に係る通信を行うことができる契約者回線の状態をいいます。以下同じとします。) の課金対象パケット数を、そのセッションの切断があった日における課金対象パケット数として、アに規定する料金額を適用します。この場合において、セッションの設定が 1 時間以上継続された通信に係る料金については、セッションの設定の開始時刻から起算して 1 時間毎に通信の切断があったものとみなして取り扱います。</p> <p>ウ ア及びイの規定により算定した料金額の 1 暦日における累計額が 1,980 円を超えるときは、2 (料金額) の規定にかかわらず、1,980 円を超える部分の料金の支払いを要しません。</p> <p>ただし、当該 1 暦日における国際無線 I P に係る累計課金対象パケット数が 200,000 課金対象パケットを超えるときは、200,000 課金対象パケットを超える部分の課金対象パケット数について、2 (料金額) より算定した額を適用します。</p> <p>エ アからウの規定により算定した額が 2,980 円を超える場合は、ア及びウの規定にかかわらず、2,980 円を超える部分の料金の支払いを要しません。</p>

第4～第7 (略)

別表1～別表4 (略)

オ 国際無線 I P を利用した暦日において、第16条の規定により国際無線 I P 契約者が指定した X i 等が、当該契約約款の規定により海外パケ・ホーダイの適用を受けたときは、当該暦日における国際無線 I P の利用に係る通信について、海外パケ・ホーダイの適用を受ける通信とみなして、当該契約約款の規定により算出した料金を適用します。

2 料金額

1 セッションごとに

料 金 額
1 課金対象パケットごとに 0.2円

第4～第7 (略)

第8 料金明細内訳書の発行手数料

1 適用

料 金 明 細 内 訳 書 の 発 行 手 数 料 の 適 用	
料金明細内訳書の発行手数料の適用除外	無線 I P 通信網サービスに係る料金明細内訳書を当社が提供する 5 G サービス、F O M A サービス又は X i サービスの料金明細内訳書と同時に発行する場合の発行手数料については、2 (料金額) の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

2 料金額

1 契約について 1 通ごとに

区 分	料 金 額
料金明細内訳書の発行手数料	税抜額 100円 (税込額 110円)

別表1～別表4 (略)

別表5 国際無線 I P に係る外国の電気通信事業者等

事 業 者 名
Boingo Wireless, Inc

	<u>Far EasTone Telecommunications Co., Ltd</u>
	<u>Hong Kong Telecommunications (HKT) Limited</u>
	<u>KT Corporation</u>

附 則（令和 3 年12月 9 日経企第2364号）

- 1 この改正規定は、令和 3 年12月14日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった無線 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。